

裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の改正の概要

1 開示の実施方法の変更(記第10関係)

開示の実施における写しの取得方法について、従来は開示申出人自身にコピー機を利用して複写させるなどの方法によっていたが、行政機関の取扱いと同様に、実施手数料を収入印紙で納付させ、職員が写しを作成して交付する方法に改める。

また、従来は電磁的記録は紙に出力できるものに限って写しを取得できるとしていたが、行政機関の取扱いと同様に、どのような電磁的記録であっても光ディスクに格納することにより写しを取得できるように改める。

改正前

文書又は図画

- ①閲覧
- ②謄写(その方法については次のとおり)
 - ・庁舎内のコインベンダー式複写機を利用
 - ・裁判所の指定業者(司法協会等)を利用

改正後

文書又は図画

- ①閲覧
- ②写しの交付(写しについては次のとおり)
 - ・用紙に複写したもの
 - ・スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの

電磁的記録

- ①用紙に出力したものの閲覧
- ②用紙に出力したものの謄写(その方法については文書又は図画と同じ)
- ③再生したものの閲覧、聴取又は視聴

電磁的記録

- ①用紙に出力したものの閲覧
- ②用紙に出力した写しの交付
- ③光ディスクに複写した写しの交付
- ④再生したものの閲覧、聴取又は視聴

※ 従前、裁判所独自の司法行政サービスとして、開示文書の枚数が15枚以下の場合には、無償で写しを交付する扱いとしていたが、今後、この取扱いは行わないこととする。

2 開示手続の対象とならないものの明確化(記第1関係)

開示手続の対象とならないものを明記する。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの(情報公開法2条2項ただし書1号に準拠)
- (2) 最高裁判所図書館が収集した図書館資料

3 その他(記第11関係)

申出期間を経過した苦情申出及び苦情申出の要件に該当しない申出について、原則、諮問しない旨を定める。

4 実施日

令和4年7月1日から実施。ただし、令和4年6月30日までにされた開示の申出に関する開示の実施については、なお従前の例による。